

SAICHU

No.

81



本誌を
持参で
初回法律相談料
(30分)

無料

当日ご提示の方のみ
とさせていただきます

M&Aを使った 事業承継の ポイント

「置みと配」の
標準約款の原則化
誰が幸せになるのか？

ツトムくんといずみちゃんの
I♡憲法
学校の先生が
大変だ



マルチ商法は危険？

「キラキラネーム」が
つけられなくなる!?

弁護士20年を終えての雑感

ナンバノホンダナ

入所のご挨拶

埼玉弁護士会会長退任のご挨拶

M&Aを使った

事業承継

のポイント

弁護士・弁理士 上原瑞樹

経営者にとって、事業承継は避け

て通れない重要なテーマです。後継者がいない場合や経営から退き引退をしたい経営者にとって、M&A(買収・合併)が有効な手段であることは今日盛んに議論されています。本稿では、M&Aを利用した事業承継の流れと、弁護士に依頼するメリットについて解説します。なお、主に株式譲渡による企業売却を想定して解説します(当事者全体図はスキーム図をご確認ください)。

1. 事業承継M&Aとは

事業承継M&Aとは、オーナー様が株式譲渡や吸収合併によって、自身が経営・所有する企業を他の企業に売却することにより、事業を継続させる方法です(本稿では売却される企業を「対象会社」、売却先を「譲受会社」といいます)。有力な後継者がいない経営者にとって、自身の築いてきた会社の企業価値に関心を持つ第三者企業に、

その経営を託すというスキームで、

事業の存続や従業員の雇用をより確実に守ることが可能です。

さらに、売却によって得られる資金(いわゆる株式の「譲渡対価」)はオーナー様の生活資金や新事業の資金として活用できます。また、対象会社の経営権が譲受会社に移転することで、対象会社は譲受会社の販路を活用でき、その事業価値を増大させることもあります。M&Aは企業の成長を加速させる手段としても機能し、より広いビジネスに参画できる可能性を秘めています。

2. 事業承継M&Aの一連の流れ

事業承継M&Aは次の①～⑤の一連の手続きを経て実行されます。いずれのステップにも相当程度の時間がかかり、売却先の選定からM&A実行(クロージング)まで1年以上かかることもあります。

①売却先の選定

M&Aによる事業承継を行う際、まず最初に行うべきことは売却相手や買収先の選定です。候補企業の規模・事業内容・経営者の性格・

経営方針などを踏まえて選定しま

す。M&A仲介業者(いわゆる「ファインテンチャルアドバイザー(FA)」)を入れている場合、FAから候補企業を紹介(マッチング)されることとなります。

②秘密保持契約・基本合意書の締結

双方の条件に合意が取れた段階で、基本合意書を締結します。この時点で、取引の基本的な枠組みが定まり、具体的な交渉へと進みます。また、競くデューデリジェンスに備え、基本合意書の締結前後に秘密保持契約を締結します(破談になった場合等に備え、企業情報を流出させないことを約束し合う手続です)。

③デューデリジェンス

デューデリジェンスは、主に譲受会社が対象会社の財務・税務・法律・事業運営に関する調査を行うステップです。この調査により、譲受会社は対象会社の事業遂行に潜

M&Aのスキーム図



むリスクを明確化し、最終的な取引条件を決定します。弁護士・公認会計士・税理士の支援を受けながら、案件によっては数カ月以上かけて調査が行われます。一般に、譲受会社から対象会社に対し100を超える質問が投げかけられ、対象会社はこれに回答し、回答の根拠となる財務資料や取引先との契約書といった資料を速やかに開示する必要があります。

※対象会社が譲受会社をチェックする「Seller's due diligence」という手続もあります。これは、オーナー様が譲受会社について、対象会社の経営権を託すに値する企業かどうかを監査するもので、近年増えていきます。

④ 株式譲渡契約書の交渉・締結

デューデリジェンスの結果を踏まえ、株式譲渡契約書を作成し、同契約書記載の条件で契約締結します。特に注意すべきは、⑦表明保証、⑧誓約事項、⑨特別補償に関する条項です。これらの条項は、売却前後にデューデリジェンスの回答不備やオーナー様側の事情で対象会社の価値が変動した場合、譲受会社に生じた損害を（ほぼ）無条件で賠償しなければならないというものです。

譲渡価格の調整や表明保証条項の軽減を図るため、代理人弁護士

事業承継M&A



が譲受会社側と罅迫り合いを行います。つまり、私達の腕の見せ所です。

⑤ クロージング

株式譲渡契約書の締結後、最後に残るのは契約の履行ステップです。この段階で、実際に代金の支払いが行われ、株式の所有が譲受会社に移転します。クロージングによってM&Aの一連の流れが完了します。

3. 弁護士に依頼するメリット

M&Aを進めるにあたって弁護士に依頼することには多くのメリットがあります。特に、デューデリジェンスや株式譲渡契約書の作成において弁護士の支援は不可欠です。

① デューデリジェンスのサポート

デューデリジェンスは企業の状態を詳細に調査する重要なプロセスです。売り手側にとっては、不利な情報を事前に洗い出し、適切に質問への回答・資料開示を行うことで、後々のリスクを回避できます。買い手側は、企業の財務状況や法的リスクを徹底的に確認し、隠れた問題を発見します。弁護士はこの過程を支援し、法的リスクを最小限に抑えるアドバイスをを行います。

また、デューデリジェンスで明らかになったリスク要因について、弁護士が介入しこれを解消させることで、売り手（オーナー様）にとっては譲渡対価の減少を防ぎ、買い手（譲受会社株主）にとってはクロージング後のリスクを低減できます。

② 株式譲渡契約書のドラフト・交渉

株式譲渡契約書はM&Aの契約条件を規定する重要な書類です。ここには、表明保証・誓約事項・特別補償条項など、オーナー様および譲受会社が負担する責任の詳細が盛り込まれます。弁護士はオーナー様または譲受会社の立場に立ち、より有利な契約条項となるよう契約書を作成し、交渉（罅迫り合い）を行います。

弁護士に事業承継M&A支援を依頼することは、オーナー様・譲受会社双方にとって法的リスクを回避するために極めて重要です。

4. 終わりに

これらのことから、M&Aによる事業承継を円滑に進め、企業の将来を明るくするには弁護士を始めとする専門家の支援が不可欠です。M&Aという選択肢を上手に活用し、事業の発展と安定を目指しましょう。

次回予告「M&Aの失敗事例／吸血型M&A」お楽しみに！

ツトムくんといずみちゃんのー♥憲法

学校の先生が大変だ

弁護士 青木 努

いずみ：学校の先生になることを希望する学生が少なくなっているんだって？昔から人気がある仕事だったのに、なんでかな？

ツトム：一番は、その多忙さだよ。授業数が多いだけでなく、子どもたちや親に対するケアもするし、資料・統計の作成、報告書提出などの事務的な仕事が多くなり、長時間勤務が当たり前になっていることが大きいよね。

い：でも、多く働けば残業代（時間外勤務手当）もいっぱいもらえるんじゃないの？

ツ：学校の先生には残業代は支払われないんだよ。

い：えっ、残業代が支払われないの？学校の先生って公務員だよ。公務員って遅くまで働いても残業代が出ないんだ。なんかかわいそう。

ツ：いやいや、それは違うよ。公務員には残業代は支払われている。ただ、公立の学校の先生には支払われないんだ。

い：なんでそんなひどいことになっているの？

ツ：「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別法」、いわゆる給特法っていう法律があるからなんだ。この法律では、学校の先生には、特殊な場合を除いて残業（時間外勤務）は行わず、残業代や休日手当も支払わない代わりに、給料の4%を手当として一律に支給することになっているんだ。ただ、実際には残業は日常茶飯事でどんどん増えているのが現状だけどね。

い：みちゃんは「定額働かせ放題」という言葉を聞いたことがある？給特法があるため、学校の先生には労働基準法の適用がされず、そのため勤務に時間規制がなく、残業した場合もその手当は4%の調整給ですべて補われているという誤解が広まり、先生たちは無制限な残業をせざるを得ない状況に追い込まれているんだ。

い：ところで、なんで4%なの？

ツ：この法律ができた54年前（1971年）の学校の先生の平均的な残業時間（8時間）から計算されたんだよ。

い：これが今回の国会で改正されて、4%の手当が毎年1%ずつ、最終的に10%に増額されることになったんだよね。これで学校の先生になることを希望する学生も増えるよね。

ツ：残念ながら、全く期待できないんだ。

い：えっ、なんで？給料が増えるじゃないの。

ツ：4%が10%に引き上げられても、残業時間に換算すると月20時間分しかならない。でも、実際の残業時間は2022年の文科省調査でも、小学校62時間30分、中学校67時間30分となっていて、全然足りないんだ。何よりも、学校の先生の働き過ぎという状況には歯止めがかからず、過酷な職場であることに変わりはないからね。

い：それじゃあ、どうすればいいの。

ツ：学校の先生の長時間勤務を解消するためには、何といっても先生の数を増やさないと、一人ひとりの長時間勤務は解消できない。まずは先生の定数を増やすことが第一だね。ただ、定数を増やしても希望者が増えなければ「絵に描いた餅」になっ

ちやうから、働く時間を厳しく管理することも必要だし、残業時間を抑制するためにも定額の調整給ではなく、労働基準法に則って計算した残業代を支払うことがやっぱり必要だね。

い：なんで、労働基準法に則った残業代の支払いが残業時間の抑制につながるの？

ツ：労働基準法に則れば、残業した場合、給料の割増率は25%で支払われる。そうすると、予算の関係もあって、なるべく残業代を支払わずに済むよう残業を減らす動機になるはずなんだ。ちなみに、調整給を10%にした場合の必要予算額は約2100億円、労働基準法に則って残業代を支払った場合には約9000億円と言われているよ。

い：働いた分はきちんと給料を支払う。仕事に必要な人員をそろえて、学校の先生にも人間らしい生活を保障する。当たり前のことを実現するってことだね。

ツ：教育は社会の最も基本を支える重要な仕事だから、教育が充実するようその基盤をしっかりと作ることが大切なんだよ。国が予算の無駄遣いやばらまきをするより、必要なところに必要な支出をするよう厳しく監視することが求められているんだ。



ツトムくん



いずみちゃん



ナンバノ ホンダナ

弁護士 難波幸一の
今気になるこの一冊

日本のコメ問題

5つの転換点と 迫り来る最大の危機

小川真如(中公新書)

今回のテーマは、今世間で注目されているコメである。ただ、現在暴騰している米価が下がれば、早々に日常的には意識されなくなるかもしれない。

コメや農業問題を論じた書籍は数多くあり、その論点は多岐にわたり、各著者の問題意識や主張も多様で、わからないことだらけだ。今回取り上げたのは比較的最近、2022年に出版されたもので、コメの問題を「田んぼ」とりわけ生産手段としての田んぼが余っている問題として捉えている点に特色がある。

戦後の農政は、まずコメの増産に力を入れた。食管理法によりコメは統制され、生産者からは高く買い入れ、消費者には安く売り渡された。その結果、

コメの生産量は増えたが、財政赤字の大きな原因となった。さらにコメの消費量は減少傾向をたどり、消費されないコメ(いわゆる古米)が倉庫に積み上がり、政府はその処理に巨額の国費を投入せざるを得なくなった。やがて政府はコメの統制をやめ、コメ余りによる米価暴落を回避するため、減反制度が実施され、休耕田や転作、そのための補助金交付が行われた。さらに日米貿易摩擦などの自由化圧力も加わった。

21世紀になると、食料安全保障や農業・農村の多面的機能を根拠とする「水田フル活用」として、多様な補助金が投入されるようになった。

著者によれば、以上の4つの転換点を経て現在に至るが、危機は益々進化し、第5の転換点が迫っている。なぜならコメの消費は減少を続け、田んぼ余りはさらに拡大していくからだ。では、どうすればよいか。著者は農地全体や国土利用を踏まえた政策論拠を明確にし、必要な国民負担(補助金など)を定めていくべきだと主張する。私にはこれを評価する知識も能力もないが、政策で本当に解決できるのかという疑問さえ湧いてくる。重大かつ困難な課題である。

弁護士20年を終えての雑感

弁護士 久保田和志

厳密に申し上げますと、私の弁護士人生は21年を終え、現在は22年目に入っております。もともと、可能性を追求することや他者の考えを理解することが好きな私は、今なお弁護士業にやりがいを感じております。

私が弁護士になった当初は、第二次サラ金ブームの真っ只中で、貸金業者を相手にした過払い金の裁判や自己破産などの案件に多く取り組んでまいりました。また、貸金業法の改正運動では、「夜明けの会」という被害者の会とともに、秩父から日比谷までリレーをするなど、事務所を挙げて楽しく運動を展開したことが印象深く残っています。この活動の中で、長田淳弁護士からは戦う姿勢を、松苗弘幸弁護士からは運動の段取りを教わりました。多くの方々の協力を得て法改正を実現できたことに、大きな達成感を覚えています。

貸金業法の改正後には、埼玉県内に本社を置くアーバンエステートによる建築請負契約の早期入金や倒産により被害を受けた方々と連携し、弁護士団活動を行ったことも思い出に残っています。一度、他の弁護士が断った案件を引き受け、可能性を追求し解決にたどり着

くことができたことも、得難い経験となりました。

10年目以降は、株式会社第一経営様と労働法等の学習会や、スポーツ企画にも参加させていただくなど、多くの方々との交流を深めてまいりました。コロナ禍も落ち着いた今、またさまざまな連携企画を共に進めていきたいと考えております。

また、15年目頃には、九条俳句不掲載国家賠償弁護士団に参加し、社会教育学会や市民団体とも連携を図ることができました。当事務所の弁護士や埼玉東部法律事務所の佐々木新一弁護士らとともに運動を創りながら、市民と連携し共に取り組んだことは、私にとって充実したよき思い出となっています。

関係団体や議員の皆さま、市民団体・被害者の会、そして依頼者の皆さまのご支援に感謝しつつ、今後も弁護士一同、運動と個別案件に全力で取り組んでまいります。これからも皆さまのご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



「置き配」の標準約款の原則化 誰が幸せになるのか?

弁護士 長田 淳



1 報道されている内容

国が一定の政策目的を実現するために、現場を無視した机上の改正を図る。そんな事態が時々起きます。今回の「置き配」の標準約款化のニュースは、まさにこれです。危機感を持って、「置き配」の標準約款化に反対します。

宅や不在に関わらず、「置き配」を標準サービスとし、手渡しには追加料金がかかるような仕組みを検討する。近く有識者による検討会を設置し、年内にも見直しの方向性などをまとめる。」と報道されました。

つまり、置き配を原則とし、手渡しは追加料金という改正です。

この報道について、国土交通大臣は、26日になって一部誤解だとして、「検討会において、標準的な受取方法として、従来からの対面受取りに代えて、これを置き配のみを限定して標準約款に位置付けるという検討を行うものではない

マルチ商法は危険？

弁護士 松苗 弘幸

友人・知人、職場や学校の先輩から「この商品が良いから買わないか」と勧められたらどうしますか？ 実は、自分が商品を買えば、勧めてくれた友人らにマージン（契約報酬、販売手数料など）が支払われると知ったらどう思いますか。

その友人らが本当に商品を良いものだと思つて勧めているのであれば良いのですが、マージンなどを目当てに勧めているだけかもしれません。

また、あなたも販売組織に加入して勧誘員になれば、マージンなどで儲けられると誘われたらどうしますか。

マルチ商法は、事業者にとって商品の愛用者が友人らにも商品を勧めてくれるという口コミによって商品の販売促進（流通拡大）が期待されている販売手法です。しかし、中には商品の販売促進が主目的ではなく、マージンなどが主目的となつてしまい、以下のようなトラブルになることも少なくありません。

1. マージンなどの欲しさから商品の強引な販売や不適切な説明が行われる。
2. 商品等に関する知識が十分でない（特に投資系のマルチ）。
3. 商品自体が形骸化し、お金のやり



とりだけがメインになる。

マルチ商法は、法律上「特定商取引に関する法律」において連鎖販売取引として規制されています。しかし、3のような場合には、いわゆるねずみ講（無限連鎖講の防止に関する法律）で禁止と判断されることもあります。

より良い商品が流通することは望ましいことですが、本当に良い商品かどうかを冷静に判断することが大切です。また、自ら勧誘員になることで加害者側の立場になったり、自己負担で商品を購入して多額の負債を抱えるといったこともありますので、マージンなどに釣られて安易に勧誘員にならないようご注意ください。

ということなのです。あくまで対面の受取りに加えて、置き配などの多様な受取方法を受取りの際の選択肢の一つとしてどう位置付けるかという議論をしている」と説明しています。

しかし、この発言を丁寧に読むと上記朝日新聞の報道する結論を否定するものではないことがわかります。



置き配は、消費者にとって多大な不利益やリスクがあること

置き配について、国土交通省が検討をするのは今回がはじめてではありません。「置き配検討会」という委員会が、2019年3月から2022年3月までの間に5回開催されました。ただし、構成員は、物流にかかわる事業者だけで消費者側の代表者は一人もいませんでした。それでも、引き渡し方法には「明示的な合意が必要であること」「盗難リスクに関する不安が大きいこと」などの問題点は一応指摘されていました。

特に宅配ボックスのないマンション、アパートでは盗難リスクは常にある上、配達の有無自体がトラブルになった際には、定め方によって消費者に大きなリスクが生じることになります。本来は、配達の立証は、事業者の責任ですので、標準約款の改正によって少しでもその

証明が軽減されるようなことになれば消費者側の不利益は甚大です。



置き配に関するトラブルはすでに多数存在していること

実際に、消費生活相談の現場では、たくさんトラブルが報告されています。例えば、2022年6月には、国民生活センターも「置き配」でのトラブルに注意」と題した見守り情報を出しています。それでも、届いていないのに届けたと言われているとか盗まれたという事案が報告されています。置き配が普及すれば、それを狙った盗難事例は必ず増えることが見込まれます。そして、多くの場合、消費者が泣き寝入りを強いられることが予想されます。社会の安定や消費者の安心を崩してまで、再配達率を減らすことが重要なのでしょうか。置き配以外にその施策はあるはずです。置き配が普及していないのには、一定の理由があるのです。



「場所に届けるんじゃない。人に届けるんだ。」というかつこい宅配業者のCMがありました。もう一度、原点に立ち返って慎重な議論を行ってほしいものです。

「キラキラネーム」が

つけられなくなる!?

弁護士 近藤 里沙

「キラキラネーム」というのをご存じでしょうか。明確な定義はありませんが、一般的な読み方とは異なる個性的な読み方の名前のことを指します。例えば、「黄熊(ぶう)」「火星(まあず)」「七音(どれみ)」などは「キラキラネーム」と言われています。

2025年5月26日から、戸籍法の改正で、氏名の振り仮名は「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」とされました。そのため、先ほど例に挙げた名前は、今後つけることができなくなる可能性が高いです。もっとも、現在使われている名前は、そのまま使い続けることができます。

今回の法改正は、戸籍に振り仮名を記載することも大きな改正点です。これは、デジタル化のための基盤整備(振り仮名で検索ができるようになる)や犯罪防止(1つの氏名で別の読み方をすることで別人を装って複数の口座を開くことを防ぐ)などの目的があります。



「一般に認められているもの」かどうかは、「漢字の意味や読み方との関連性」「社会通念上、子どもの利益に反するものではないか」「差別的、卑猥な読み方ではないか」などを考慮して判断されます。例えば、「太郎」と書いて「ジョージ」、「高」と書いて「ひくし」と読ませることは、意味や読み方との関連性がないため認められないとされています。

戸籍に記載する振り仮名を確認するための通知書が市町村から届くことになつていきます(原稿執筆時点(2025年7月)ではまだ私のところには届いていません)。2026年5月26日以降、順次通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されることとなります。通知書に記載された振り仮名が間違っている場合には届出をする必要があります。

今回の法改正に伴い、金銭の支払いが発生することはありません。新しい制度ができるたびに新手の詐欺が発生しますので、みなさんお気をつけください。

会長退任のご挨拶

弁護士 大塚信雄

この度、私は、2024年度埼玉弁護士会会長を任期満了に伴い退任いたしました。

埼玉弁護士会は私の任期中に会員数が1000名の大台に到達しました。これは、国内では東京・大阪・名古屋・神奈川・福岡・兵庫に次ぎ、7番目に会員数の多い弁護士会となっております。

このように組織の規模が大きくなると、その運営には様々な新しい問題が生じてきます。「新しい葡萄酒は新しい革袋に盛れ」という言葉がありますが、会員数が増えればそれに見合った新しい制度設計革袋が必要となります。

組織改革としては、弁護士の会務負担の公平化、裁判手続のIT化に伴う埼玉県警察本部と「サイバーセキュリティ」に対する相互協力協定の締結、常議員会と総会のウェブ化、市民からの弁護士に対する苦情処理体制の確立、懲戒請求の迅速処理の確立等の実施に向け議論を交わしました。運動としては、70年以上にわた

度の改正を求め、袴田事件と連動して再審法改正を求める運動を展開しました。また、明治から続く夫婦同姓制度の改正を求め、選択的夫婦別姓制度の導入を求める運動をしました。

上記の新しい革袋の創出を始め、計15件の会長声明・会長談話・意見書を発出しました。また、憲法と人権を考える市民のつどい、オール埼玉総行動動、再審に関する映画の上映会、韓国の仁川弁護士会との国際交流等の多数の各種イベントを開催しました。

会長としての1年を振り返ると、私が埼玉弁護士会の舵取りの重責を担えたか甚だ心許ないのですが、私自身は精一杯やりきった充実感が満たされています。

ただ、この1年間は会長としての会務に忙殺され、弁護士として事件を受任することが困難となり、皆様にはご迷惑をおかけしました。これからは弁護士業に復帰し、皆様からのご期待に応えていきたいと思えます。よろしくお願

入所のご挨拶

弁護士 竹内佑馬

本年2月より当事務所に入所いたしました、弁護士の竹内佑馬と申します。

私は滋賀県で生まれ育ちましたが、ご縁があり、埼玉で1年間の司法修習を経験し、実務の基礎を学びました。2022年の弁護士登録後は、約2年半にわたり東京都内の法律事務所で経験を積んでまいりました。その間、主に債務整理事件に取り組み、依頼者の方々が抱える困難に真摯に向き合っていました。

私が弁護士を志したのは、まさに「弱い立場にある方々の力になりたい」という強い思いがあったからです。社会の中で、法律の知識がないために不利益を被ったり、権利が守られないという実情を目の当たりにし、そうした方々の支えになりたいと強く願っていました。この初心を貫き、困っている方々に寄り添える場所であってほしいという思いは常に私の原動力であり続けています。

と確固たる理念を持つ当事務所の一員となることができ、大変光栄に感じております。

入所から5ヶ月が経とうとしています。これまでの2年半の弁護士生活と比較して、より多様な案件や活動に携われることができ、忙しくも充実した日々を送らせていただいております。一つ一つのご相談に向き合い、新たな分野の知識を習得していく中で、弁護士としての視野が広がっていることを実感しています。

前職で培った債務整理の知識や経験を活かしつつ、現在は消費者被害や貧困問題といった分野にも積極的に取り組んでおります。まだまだ経験の浅い分野ではありますが、日々の業務を通じて、問題解決に向けて奮闘しております。今後は、弁護士として、皆様にとつてより身近で、心から頼れる存在となれるよう、日々研鑽を積み、精進してまいります。どんな小さなお困りごとでも、お一人おひとりに最善の解決策を見つけて出すために、誠心誠意努める所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願

JR大宮駅東口 徒歩5分 埼玉中央法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地
あじせんビル4階(受付)

法律相談のご予約は

048-645-2026 9:00~18:00
月~金

(埼玉弁護士会所属)

難波 幸一	青木 努
大塚 信雄	長田 淳
松苗 弘幸	久保田 和志
堅 十萌子	宮西 陽子
増田 悠作	石川 智士
近藤 里沙	小内 克浩
丹野 駿吾	上原 瑞樹
竹内 佑馬	

